

# 札幌市いじめの防止等のための基本的な方針

平成28年6月

札幌市・札幌市教育委員会

## はじめに

近年、いじめを背景とした児童生徒の自殺等の痛ましい事件が全国各地で発生するといったように、いじめの陰湿性、執拗性及び悪意性等が増幅しており、いじめは児童生徒の健全育成を阻害する大きな社会問題となっています。

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校にでも起こり得ることであり、いじめをなくしていくためには、児童生徒一人一人に、発達の段階に応じて他者を理解し尊重する心を育ていかなければなりません。

また、市民一人一人がいじめに対しての認識を深め、共に手を携えながら、いじめの問題に向き合うことが重要となります。

いじめが大きな社会問題となっているなか、国においては、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）を制定し、その法律に基づき国の「いじめの防止等のための基本的な方針」を示し、地方公共団体、学校等にいじめ対策の強化を働きかけています。

札幌市が市立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の全児童生徒を対象に実施した平成26年度「悩みやいじめに関するアンケート調査」により把握した、いじめを受けたとする児童生徒数は17,574人となっています。その多くは軽微なものですぐに解決していますが、中には深刻な事態につながる可能性があるものもあることから、その一つ一つに適切に対応していく必要があります。

そこで、札幌市の全ての児童生徒がいじめに向かうことなく、互いの人権を尊重し合う、「自立した札幌人」に成長することを願い、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」の趣旨等を踏まえ、札幌市や各学校におけるいじめ防止等の対策に係る基本的な考え方を示した「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」を策定しました。

今後は、この基本方針に基づき、札幌市全体でいじめ問題に取り組み、いじめを無くし、「子どもたちが健やかに育つ街さっぽろ」を築いてまいりたいと考えております。

## 目 次

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方	P 1
1 「いじめ防止対策推進法」制定の背景	
2 いじめの防止等の基本理念	
3 いじめの定義及び基本的理解	
4 札幌市におけるいじめの現状	
5 「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」を踏まえた「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」の策定	
6 札幌市いじめ防止基本方針の位置付け	
第2章 いじめの防止等のために札幌市が実施する取組	P 6
1 いじめの防止に関すること	
2 いじめの早期発見・いじめへの対処に関すること	
3 いじめの防止等に関係する機関との連携	
第3章 いじめの防止等のために学校が実施する取組	P 11
1 学校いじめ防止基本方針の策定	
2 いじめの防止等の対策のための組織の設置	
3 いじめの防止	
4 いじめの早期発見	
5 家庭・地域との連携	
6 いじめへの対処	
第4章 市立学校におけるいじめへの対処の流れ	P 15
第5章 重大事態への対処	P 17
1 重大事態とは	
2 重大事態の発生時の対応	

### <参考資料>

- ・いじめ防止対策推進法
- ・札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例

## 第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

### 1 「いじめ防止対策推進法」制定の背景

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものである。

また、全国的に、いじめを背景とした児童生徒の生命や心身に重大事態が生じる事案が発生している。

こうした状況を踏まえ、国においては、いじめの問題への対応は、学校<sup>1</sup>における最重要課題の一つであり、学校を含めた社会全体で取り組むことが必要であるとの認識の下、いじめの防止等のための対策に関して基本理念や体制を整備するため、平成25年に「いじめ防止対策推進法」（以下「いじめ防止法」という。）を制定している。

### 2 いじめの防止等の基本理念

国ではいじめ防止法第11条1項の規定に基づき策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」の中で、以下のとおり、いじめの防止等の基本理念を掲げている。

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

※国の「いじめ防止等のための基本的な方針」より抜粋

国が掲げるいじめ防止等に関する基本理念は普遍的なものであり、本市のいじめ防止等に係る基本的な考え方と一致している。

<sup>1</sup> 学校：いじめ防止対策推進法の学校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）が該当する。

### 3 いじめの定義及び基本的理解

#### (1) いじめの定義（いじめ防止法第2条）

国のいじめ防止法では、以下のとおりいじめを定義している。

##### ★いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

※ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツ少年団等当該児童生徒が関わっている他校の仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

#### (2) いじめについての基本的理解

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめ防止法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する可能性があることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

また、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいた場合などにおいて、当該児童生徒がそのことを知らずにいたとしても、いじめる行為を行った児童生徒に対して教育的指導が適切に行われるべきである。

##### ★具体的ないじめの態様

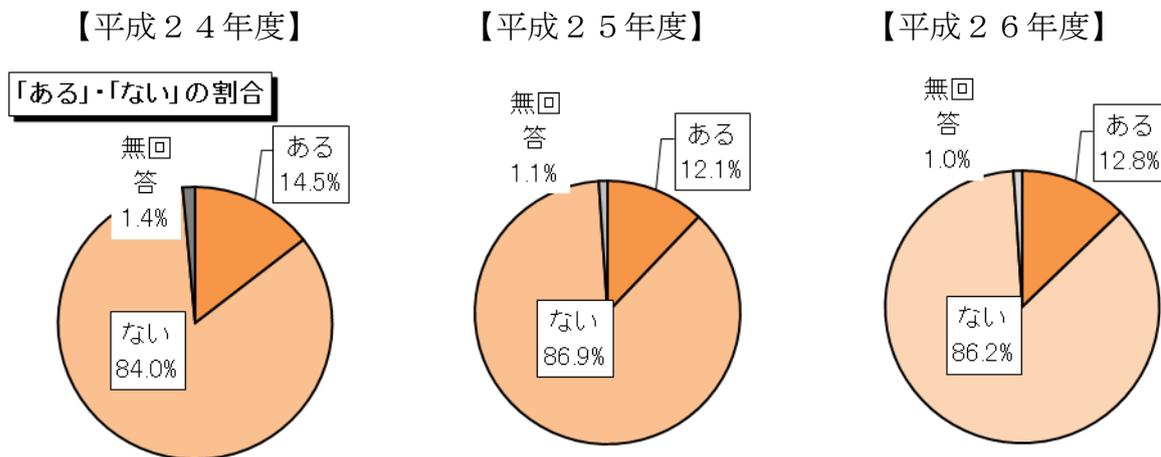
- \* 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
  - \* 仲間はずれ、集団による無視をされる
  - \* 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
  - \* ひどくぶつかられたり、叩かれたり、けられたりする
  - \* 金品をたかられる
  - \* 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
  - \* 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
  - \* パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ※国の「いじめの防止等のための基本的な方針」より

#### 4 札幌市におけるいじめの現状

札幌市が設置する学校（以下「市立学校」という。）の全児童生徒を対象として毎年11月に実施している「悩みやいじめに関するアンケート調査」の結果より把握したいじめの実態の概要は以下のとおりである。

##### (1) いじめを受けた児童生徒の割合

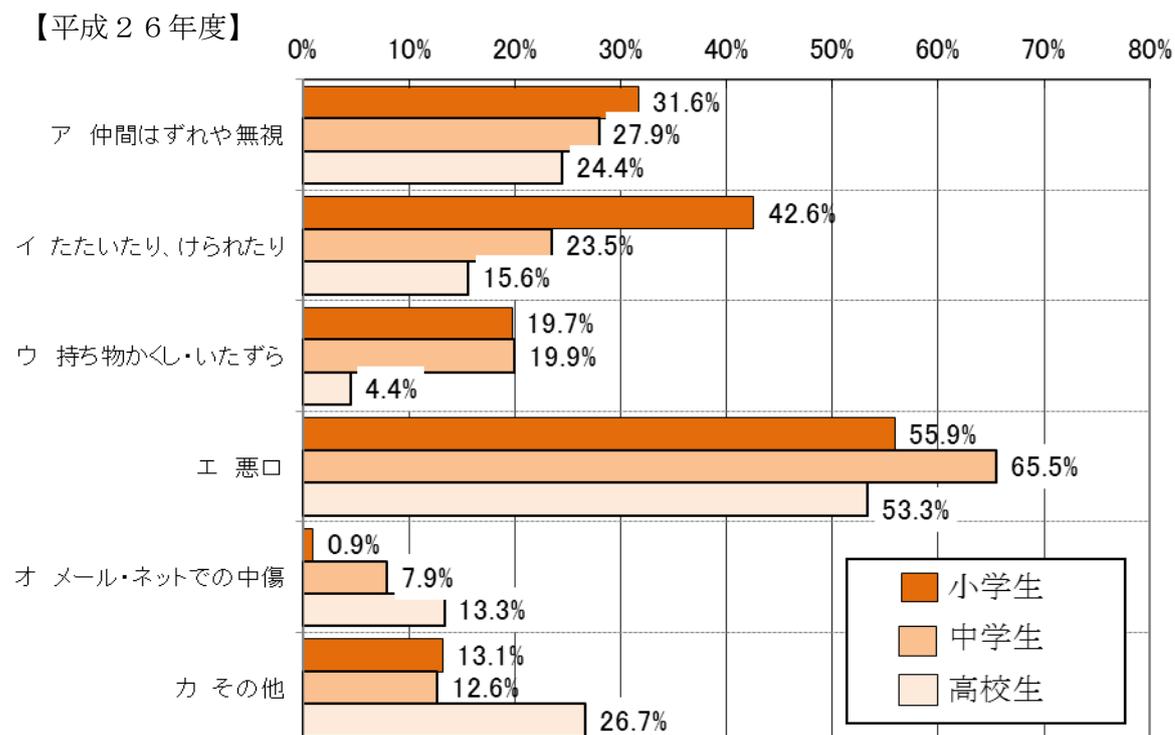
(質問) あなたは、今の学年になってから、いじめられたことがありますか。



ここ3年間とも10%超の児童生徒がいじめられたことがあると回答している。

##### (2) いじめの内容

(質問) 今の学年になってから、いじめられたことが「ある」と答えた児童生徒のうち、それはどのようないじめでしたか。

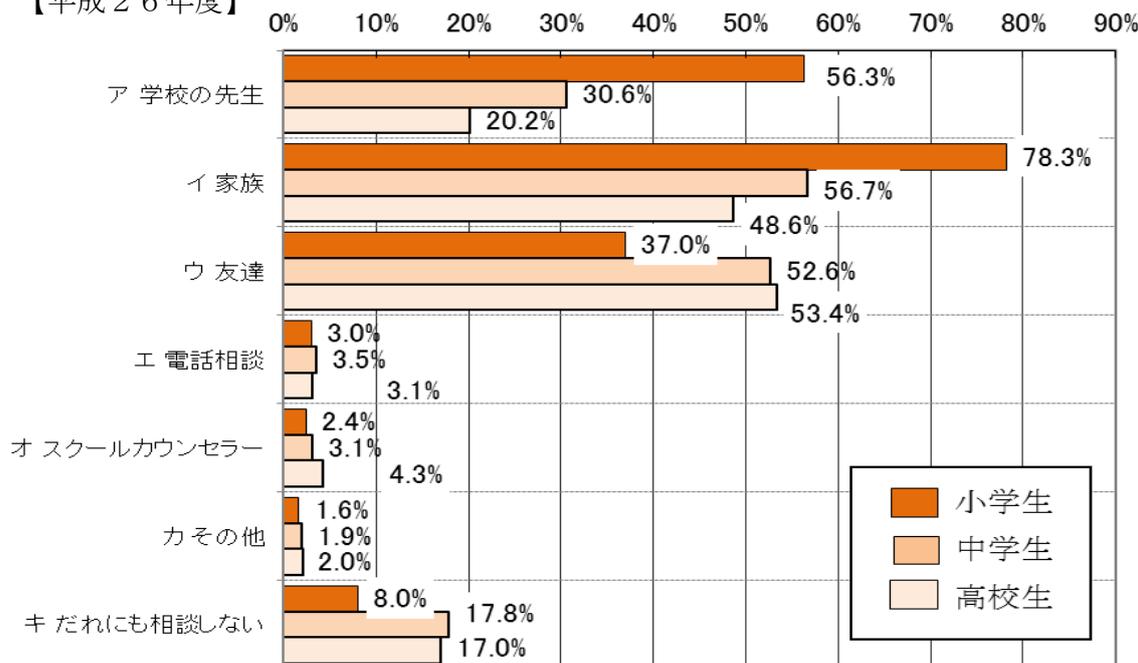


小学生、中学生、高校生全てで「悪口を言われる」の割合が最も高く、次いで小学生では「たたいたり、けられたりする」、中学生では「仲間外れや無視をされる」となっている。「メール・ネットでの中傷」の割合は、小学生はほぼないが、中学生、高校生になると増加している。

### (3) いじめられたときに相談する相手

(質問) あなたは、自分がいじめられたら、誰に相談しますか。

【平成26年度】



「学校の先生」、「家族」に相談する割合は、小学生、中学生、高校生と順に低くなるが、「友達」に相談する割合は、小学生と比較して中学生と高校生は高くなる。

また、「だれにも相談しない」割合が中学生と高校生で2割弱おり、小学生と比較して2倍以上になっている。

## 5 「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」を踏まえた「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」の策定

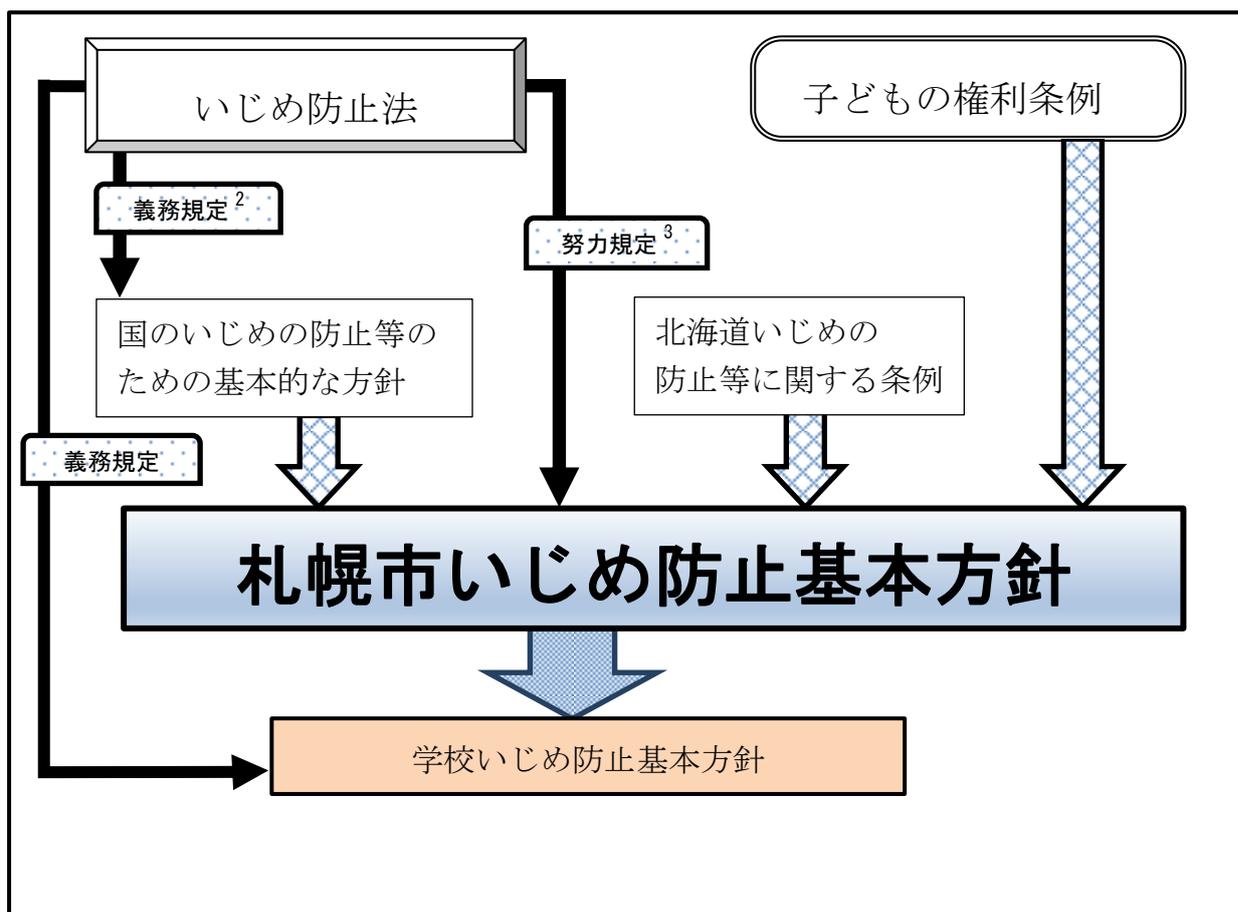
札幌市では、国際条約「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の趣旨を、よりわかりやすく札幌市の実態に即した形で具体的に示し、あらゆる場面での実践につなげるため、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」（以下「子どもの権利条例」という。）を制定し、平成21年に施行した。

子どもの権利条例では、すべての子どもは、かけがえのない存在であり、誰もが生まれたときから権利の主体であるとし、子どもが毎日を生き生きと過ごし、自分らしく伸び伸びと成長・発達していくことができるよう、「安心して生きる権利」として、「いじめから心や体が守られること」や「気軽に相談し、適切な支援を受けること」などを規定している。

また、10%超の児童生徒が「いじめられたことがある」と回答していることから、相当数のいじめが発生しており、いじめの内容も多岐にわたっていることがうかがえる。加えて、いじめられたときに「誰にも相談しない」と回答している児童生徒がいることも課題であると言える。

こうしたことから、札幌市においては、いじめ防止法及び子どもの権利条例などを踏まえ、いじめの防止等の取組を一層明確化し、すべての児童生徒がいじめに向かわないように、また、いじめられたときには誰かに相談できるよう、そして、安心して日々の生活を送ることができるようにするため、「札幌市いじめ防止等のための基本的な方針」（以下「札幌市いじめ防止基本方針」という。）を策定する。

## 6 札幌市いじめ防止基本方針の位置付け



札幌市いじめ防止基本方針は、地域全体でいじめの防止等を図るため、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための札幌市における取組の基本的な方針であるとともに、いじめ防止法第13条に基づき、市内の学校が「学校いじめ防止基本方針」を策定する際に参酌するものである。

<sup>2</sup> 義務規定：いじめ防止法第11条では、文部科学大臣はいじめ防止基本方針を定めるものとされている。また、同法第13条では、学校は当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとされている。

<sup>3</sup> 努力規定：いじめ防止法第12条では、地方公共団体は、地方いじめ防止基本方針を定めるよう努めるものとされている。

## 第2章 いじめの防止等のために札幌市が実施する取組

全ての児童生徒がいじめに向かうことのないようにするためには、学校の教育相談体制の充実を図るとともに、学校と家庭、地域住民、その他あらゆる関係者と連携しながらいじめの防止や早期発見、対処等を行うことが必要である。

札幌市では、いじめの防止等の取組を以下のとおり実施していく。

### 1 いじめの防止に関すること

#### (1) 子どもの権利条例の趣旨を生かした学校教育の推進

- 子どもの権利に関するパンフレットを市内の学校に配布し、学級活動や道德などの授業での活用を促すなどして、いじめの防止に向けた理解を進める。
- 市立学校に対しては、子どもの権利条例の趣旨を生かし、子どもが自分の権利について理解するとともに他者の権利を尊重する意識や態度を育む教育活動が推進されるよう指導・助言を行う。

#### (2) 市立学校における豊かな心の育成に向けた学校教育の推進

##### ア 豊かな感性と社会性を育む教育の充実

「札幌市学校教育の重点<sup>4</sup>」などにおいて、豊かな心の育成に向け、児童生徒の発達の段階に応じた指針を示し、生命の尊重、思いやりの心を育む教育活動に取り組む。

##### イ 命を大切にす指導の充実

道德教育の充実や児童生徒が助け合い支え合うピア・サポート<sup>5</sup>などを推進し、児童生徒の自己肯定感<sup>6</sup>、自己有用感<sup>7</sup>を育む。

#### (3) 市立学校の教職員、保護者、地域住民への啓発

##### ア 教職員への啓発・資質の向上

- 生徒指導資料「いじめ問題への対応」を全教員へ配布し、いじめの問題についての理解を促すとともに適切な対応等について周知する。
- 教職員のいじめの防止等についての研修の充実を図る。
- いじめの防止等についての校内研修会等を実施できるよう支援する。

<sup>4</sup> 札幌市学校教育の重点：幼児児童生徒の発達の段階を踏まえ、学校経営や教育課程の編成及び実施、生徒指導等に生かすために、特に重点となる施策や教育内容を示したもので、市立学校の全教職員に毎年配布しているもの。概要版は市立学校の全保護者に配布するとともに、ホームページで公開している。

<sup>5</sup> ピア・サポート：ピアは「仲間」、サポートは「支援」「支える」という意味であり、ピア・サポートは「仲間による支援活動」のことである。例えば、子どもがトラブルで困っている友達にアドバイスをしたり、解決への手助けをしたりするなどの活動をいう。

<sup>6</sup> 自己肯定感：自分の在り方を積極的に評価できる感情、自らの価値や存在意義を肯定できる感情などをいう。

<sup>7</sup> 自己有用感：他者との関係の中で、「自分は役に立っている」など、自分の存在を価値あるものと受け止められる感覚をいう。

イ 保護者、地域への啓発

- いじめの問題への対応の仕方や、自己肯定感、自己有用感を高めるための子どもへの関わり方などについての啓発資料を作成し、保護者等に配布する。
- 上記啓発資料の内容をPTA集会や市内の中学校区青少年健全育成推進会<sup>8</sup>等で周知するよう市立学校に働きかける。

(4) 市立学校におけるいじめの防止等の取組の推進

ア 学校いじめ防止基本方針及び学校安全計画<sup>9</sup>の策定の支援

- 学校いじめ防止基本方針の策定・改訂を支援する。
- 学校安全計画に「いじめの防止」「命を大切にする指導」を位置付け、体系的・計画的な取組を進めるよう働きかける。

イ いじめの防止等の取組の推進

- いじめの実態及びいじめの防止の取組状況について把握し、指導・助言する。
- 児童生徒が主体的にいじめの防止に向けた取組を進められるよう「子どもの命の大切さを見つめ直す月間」を設定するなどして啓発する。

ウ 学校評価<sup>10</sup>におけるいじめの防止等の取組の確認

学校評価において、自校でいじめの防止等の取組を適切に評価できるよう、保護者や地域社会、関係機関等との連携協力の状況などの評価項目や評価指標等の設定について指導・助言する。

(5) 学校教育以外の場における取組の推進

ア 思いやりや命を大切にする心を育む取組

- 野外教育における自然体験や、地域行事における住民との多世代交流などを通じて児童生徒の思いやりの心を育む。
- 環境教育の拠点である円山動物園における動物との触れ合いなどを通じて児童生徒の命を大切にする心を育む。

イ 他者を理解し、助け合う心を育む取組

- 外国の人など自分と異なる文化をもつ人などと触れ合う機会を通じて、他者を理解することや、障がいのある人と交流することを通じて、助け合う心を育む。

(6) 研究機関との連携

大学と連携し、児童生徒のストレスへの対処について学ぶことや命を大切にする教育等に関する研究を行い、その成果をいじめの防止等の取組に生かしていくなど、研究機関との連携を進める。

<sup>8</sup> 中学校区青少年健全育成推進会：中学校区を単位として、地域と学校が連携して青少年の健全育成、非行防止のための取組を行う組織。

<sup>9</sup> 学校安全計画：各学校において学校安全の取組を総合的に進めるため、学校保健安全法第27条に児童生徒の安全の確保を図るための計画を毎年度策定することが義務づけられている。

<sup>10</sup> 学校評価：学校教育法第42条において教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、教育水準の向上に努めることとなっている。

## 2 いじめの早期発見・いじめへの対処に関すること

### (1) 相談体制等の整備

#### ア 市立学校におけるスクールカウンセラー<sup>11</sup>の活用

児童生徒、保護者、教職員等が心の専門家であるスクールカウンセラーにいつでも気軽に相談することができるよう、スクールカウンセラーを配置し、各学校の相談体制が充実するよう努める。

また、スクールカウンセラーの役割や活用方法について周知する。

#### ★スクールカウンセラーの役割

- \* 教職員と協力し、心理的な側面から子ども理解を進め、担任教員等が児童生徒一人一人に適切な支援ができるよう専門的な助言をすること。
- \* 必要に応じて、各学校におけるいじめの防止等のための組織に参加し、より実効的にいじめの問題を解決すること。
- \* いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響等について、専門的な視点から児童生徒、教職員、保護者に伝え、いじめの防止等の重要性を啓発すること。

#### イ 市立学校におけるスクールソーシャルワーカー<sup>12</sup>の活用

いじめの背景として、家庭や友人関係等、児童生徒の環境に複雑な問題がある場合などには、その解決に向けて、必要に応じてスクールソーシャルワーカーを学校や家庭に派遣できるよう、その体制づくりが一層充実するよう努める。

また、スクールソーシャルワーカーをより有効に活用することができるよう、その役割や成果について周知する。

#### ★スクールソーシャルワーカーの役割

- \* 学校及び関係機関が開催するケース会議等に参加し、支援体制をつくること。
- \* 家庭、学校、関係機関へ働きかけ、いじめの背景となっている課題を改善すること。
- \* 教職員に対し、児童生徒の指導における福祉に関する情報提供を行うとともに、教職員の福祉的な働きかけに関する資質向上を図ること。

#### ウ 子どもアシストセンター<sup>13</sup>における子どもの権利の侵害からの救済

電話やメールのほか、面談による相談を行い、必要に応じて職員が学校等の関係機関に出向いて話を聴き調整するなど、子どもの権利の侵害からの救済に向け、積極的かつきめ細かな対応を図る。

#### エ いじめに関する電話等相談窓口の周知

早期にいじめの通報・相談を受けるために、また、身近な人には相談しにくい児童生徒の相談先として、札幌市などが設置している電話やメール等の様々な相談窓口を広く周知する。

<sup>11</sup> スクールカウンセラー：児童生徒の不安や悩みの相談にあたるとともに、保護者・教員などに対し子どもとの関わりについて助言・支援を行うため、学校に配置される臨床心理士などの心の専門家。

<sup>12</sup> スクールソーシャルワーカー：社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。

## (2) 市立学校における「悩みやいじめに関するアンケート調査」の実施

- いじめの実態の把握といじめへの対処のために、全ての児童生徒を対象とした「悩みやいじめに関するアンケート調査」を毎年度実施する。
- 学校における調査の分析に当たっては、スクールカウンセラーを含めた複数の教職員の視点で検討することで、個々の児童生徒の心の状況を把握するよう助言する。

## (3) インターネットを通じて行われるいじめへの対処

- 児童生徒がソーシャルメディア<sup>14</sup>等インターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれないよう、ネットパトロールを実施する。
- インターネットトラブルを未然に防ぐための効果的な指導等について、保護者や教職員向けに専門業者や警察による説明会・研修会を市立学校が開催できるよう支援する。

## (4) 市立学校への指導主事<sup>15</sup>等の派遣

- いじめの対処について学校に指導・助言するとともに、解決が困難な場合など必要に応じて指導主事やスクールソーシャルワーカーなどを派遣し、共に解決を図るなど、学校と速やかに連携し対応する。
- いじめられた児童生徒等が安全に、かつ、安心して教育を受けられるよう、必要に応じて学校と連携し、適切に対応する。

※ 市立学校におけるいじめへの対処の流れを第4章に、重大事態への対処を第5章に記載する。

## 3 いじめの防止等に関係する機関との連携

### (1) 警察・法務局・児童相談所・医療機関等との連携

犯罪行為や深刻な人権侵害となる疑いのあるいじめについては、必要に応じて警察や法務局等関係機関と連携して対処する。

また、いじめの背景にある児童生徒本人や家庭の状況等を把握し、適切な対処を行うため、必要に応じて、児童相談所や各区家庭児童相談室、医療機関等と連携する。

<sup>13</sup> 子どもアシストセンター：いじめ等の権利侵害を受け、悩み苦しんでいる子どもを迅速かつ適切に救済することを目的に、子どもの権利条例に基づいて設置された公的第三者機関。

<sup>14</sup> ソーシャルメディア：ブログ、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、動画共有サイトなど、利用者が情報を発信し、形成していくメディア。利用者同士のつながりを促進する様々なしかけが用意されており、互いの関係を視覚的に把握できるのが特徴。

<sup>15</sup> 指導主事：教育委員会に置かれる職員で、学校の教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する仕事に従事する者。

## (2) いじめの防止等に関する学校以外の各施設関係者への啓発

子どもの権利条例で定める子どもが育ち学ぶ施設（学校を除く。）の関係者に対して、いじめの防止に努めるとともに、いじめを発見した場合に適切な対応や措置を行えるよう啓発及び働きかけをする。

### 子どもの権利条例

第16条 施設関係者は、いじめの防止に努めなければなりません。

2 施設関係者は、子どもがいじめについて相談しやすいように工夫し、いじめが起きたときは、関係する子どもの最善の利益を考慮し、対応するよう努めなければなりません。

#### 【第16条の解説】

第1項関係：いじめは子どもたちの心身に大きな影響を及ぼすことから、育ち学ぶ施設に勤務するすべての職員に対して、その防止に努めることを規定。

第2項関係：施設関係者が、いじめた者といじめを受けた者双方の最善の利益を考慮し、問題の解決に当たる必要があることを規定。

※ 学校以外の育ち学ぶ施設：児童養護施設<sup>16</sup>、児童会館、民間のフリースクール<sup>17</sup>など。

## (3) 学校以外の子どもが育ち学ぶ施設との連携

いじめの発見やその対処に関して、必要に応じて、子どもが育ち学ぶ施設と連携を図るよう学校に働きかける。

## (4) 関係機関と連携した組織の設置

### ア 札幌市いじめ等対策連絡協議会

市立学校の児童生徒の健全育成に向け、法務局、警察、人権擁護委員連合会、青少年育成委員会連絡協議会、PTA協議会、校長会等と連携を図り、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって、いじめの未然防止や対応等について情報交換や意見交流等を行う。

### イ 札幌市子どもの命を守る連携協力会議

学識経験者、児童養護施設連絡協議会、校長会等との連携を図り、いじめによる市立学校の児童生徒の自殺等の重大事態の現状と課題を把握するとともに、自殺予防のための取組の充実と緊急時の支援体制の構築に向けて連携を深めるとともに、意見交流等を行う。

<sup>16</sup> 児童養護施設：児童福祉法に定められた児童福祉施設の1つ。保護者がいない、虐待されているなど、家庭における養育が困難で保護を必要としている子供を入所させて養育する。

<sup>17</sup> フリースクール：不登校の児童生徒の学習支援や体験活動などを行うため、個人やNPOなどが運営する学校以外の安心できる学びの場、居場所の総称。

### 第3章 いじめの防止等のために学校が実施する取組

学校は、いじめの防止等について、迅速かつ組織的な取組を実施する責任がある。

いじめの防止等に向けた取組に当たっては、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得る」ことを踏まえ、いじめを生まない対人関係づくりに向けた教育活動を推進していくことが必要である。

また、「いじめる子ども」「いじめられる子ども」「はやし立てる子ども」「知らぬふりをして見ている子ども」など、すべての立場の児童生徒を対象とした指導が重要である。

#### 1 学校いじめ防止基本方針の策定

##### (1) 実効性のある方針の策定

- 学校規模や転勤等による転出入が多いなどの自校の実情、地域の特性について考慮する。
- 自校の児童生徒に起こったいじめの事例を検証して、いじめの早期発見や事実確認の仕方、組織的な対応などの課題を洗い出し、その改善に向けた具体的な手立てを方針に盛り込む。

##### (2) 方針に盛り込む重点的な取組

- 現在、各学校において実施している様々な教育活動をいじめ対応の視点から見直し、自校として重点的な取組や対応策を方針に盛り込む。

##### 【重点的な取組の例】

項目	重点的な取組	取組内容
いじめの防止	話し合いを重視した授業の推進	・ 少人数グループや学級全体での話し合いを適宜取り入れる。 ・ 授業規律（他の発言の聴き方、発表の仕方など）を育む。
いじめの早期発見	校内のパソコンネットワークの活用	・ 各教職員が得た情報（気になる行為、噂等）を記入し指導担当者に提出する。担当者が毎朝、教職員専用パソコンの掲示板に掲載する。
いじめへの対処	迅速かつ組織的な対処の実施	・ からかいなどがあれば、その場で必ず指導する。 ・ 些細なことでも過小評価せずに、最低3名の教職員に相談する。 ・ 個人ではなく組織として対応にあたる。

### (3) PDCAサイクル<sup>18</sup>の確立

- 学校いじめ防止基本方針は、PDCAサイクルに基づいて定期的に評価し、見直しを図る。

## 2 いじめの防止等の対策のための組織の設置

### (1) 組織の設置と構成

- 学校がいじめの問題に実効的に対応するために、常設の組織を設置する。
- 構成員については、管理職<sup>19</sup>や主幹教諭<sup>20</sup>、生徒指導担当教諭<sup>21</sup>、学年主任<sup>22</sup>、養護教諭<sup>23</sup>、スクールカウンセラー、その他地域の関係者などとし、組織的対応の中核として機能するような体制を自校の実情に応じて組織する。個々のいじめの対処等に当たっては、関係の深い教職員を加えるなどの柔軟な運営をする。

### (2) 組織の主な役割

- 学校いじめ防止基本方針やいじめの防止等の年間計画などに基づき、いじめ防止等の対応の実行、検証及び修正を行う。
- いじめや問題行動などに係る情報を集約し、全教職員での共有を図る。
- いじめの相談・通報の窓口となる。
- いじめの把握やいじめの疑いがあったときは、緊急会議等を開催し対応を検討する。
- 関係児童生徒への聴き取りを行い、事実関係を明確にする。
- 事実関係に基づき、対応方針を決める。
- 関係する保護者と連携する。

## 3 いじめの防止

### (1) 教職員の対応力の向上

- 「いじめは絶対に許されない」という認識を学校全体に徹底するため、学校において研修等に取り組む。
- 児童生徒から信頼されるよう豊かな人間性を高めるなど、絶えず自己研鑽に取り組む。
- 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- スクールカウンセラーなどの専門家の助言を参考にし、個に応じた指導を行う。

<sup>18</sup> PDCAサイクル：事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

<sup>19</sup> 管理職：学校長、副校長、教頭

<sup>20</sup> 主幹教諭：児童生徒の教育のほか、管理職の補佐も行う教諭。平成19年学校教育法の改正により新設。

<sup>21</sup> 生徒指導担当教諭：生徒指導について連絡調整及び指導、助言にあたる教諭。

<sup>22</sup> 学年主任：当該学年の教育活動について連絡調整及び指導、助言にあたる教諭。

<sup>23</sup> 養護教諭：学校で、児童・生徒の保健管理と指導を担当する専任の教諭。

## (2) 児童生徒一人一人を生かす教育活動の充実

- 全ての児童生徒が主体的に参加・活躍できるような授業を行い、児童生徒の自己肯定感や自己有用感を高める。
- 児童生徒が主体的に考え、児童生徒がいじめ防止を訴える取組(児童会、生徒会によるいじめ撲滅の宣言など)を推進し、互いを認め合う人間関係を育む。
- 道徳教育やピア・サポート等の教育活動を通して、誰に対しても思いやりの心を持ち、相手の立場に立てる心を育むとともに、円滑に他者とのコミュニケーションを図る社会性を育成する。

## (3) いじめについての児童生徒の理解促進

- いじめにあたる行為についての認識を学校全体で共有するほか、児童生徒がいじめの問題について考え、意見を述べ合う機会を設けるなど、いじめを防止する活動に取り組む。
- いじめられる児童生徒の気持ちを全ての児童生徒が理解できるようにするとともに、見て見ぬふりをするのがいじめを深刻化させることになることを指導する。

## (4) インターネットいじめの防止

### ア 情報モラル教育<sup>24</sup>の充実

- 警察やネットパトロール業者等による、児童生徒向け安全教室や教職員向け研修会を実施する。
- 日頃から児童生徒のインターネットの利用状況を把握するよう努める。
- インターネットによるコミュニケーションでは、誤解やすれ違いなどが生じやすいことを理解させる。

### イ 保護者への啓発

- 児童生徒のインターネットの使い方について、家庭でのルールづくりを行うなど安全な利用について啓発する。
- 児童生徒のインターネット利用状況を保護者が把握するよう促す。

## 4 いじめの早期発見

### (1) 教職員による積極的な関わり

- 暴力を伴わないいじめや、グループ内のいじめなどは見過ごしやすいことから、児童生徒が発する小さなサインにもいち早く気付くように努める。
- 日常的な観察や声かけの関わり、出席状況の確認等により、児童生徒の変容を見出す。
- 児童生徒からいじめの情報を得やすくするための目安箱等を設置する。
- いじめの疑いがある場合には、個々の教職員が把握した情報を教職員全体で共有をする。

<sup>24</sup> 情報モラル教育：情報化社会の中で適正に行動するための基となる考え方や態度を育成する教育。

- 部活動、スポーツ少年団等、他学年や他校を含むあらゆる集団における人間関係の把握に努める。
- 保護者からの情報も必要に応じて収集する。

## (2) いじめアンケートや教育相談の計画的な推進

- アンケートや教育相談を計画的に実施し、児童生徒の様子を客観的に把握する。
- アンケートは、数量的な分析・評価にとどまることなく、スクールカウンセラーを活用するなど複数の教職員で空欄や消した痕も含めた質的な分析・評価を行うことを心がけ、児童生徒の心の内面に迫る努力をする。
- 教育相談は、児童生徒の発達の段階に応じて、スクールカウンセラーからの助言を参考にするなど、心的負担を与えないよう実施する。

## 5 家庭・地域との連携

### (1) いじめの防止等についての家庭や地域の理解促進

- 学校いじめ防止基本方針を学校だより、学校ホームページなどに掲載する。
- P T Aや地域の関係団体が集まる機会に、児童生徒の状況について共有するとともに、いじめ防止対策の概要を説明し、学校のいじめ防止等の取組について理解を求める。

### (2) 家庭や地域の協力・参画の推進

- 学校外でいじめの疑いがある場面を見かけた方からの学校への通報等の協力について、保護者や地域住民に周知する。
- 通学路指導等における、地域の方々との関わりを大切にし、いじめの防止についても参画を求める。

### (3) 地域住民との交流

- 地域における体験学習や地域が主催するお祭り等の行事での児童生徒の様子について、地域の方々から定期的に情報を得るなど、児童生徒の様々な側面を把握して、一人一人の指導に活かしていく。

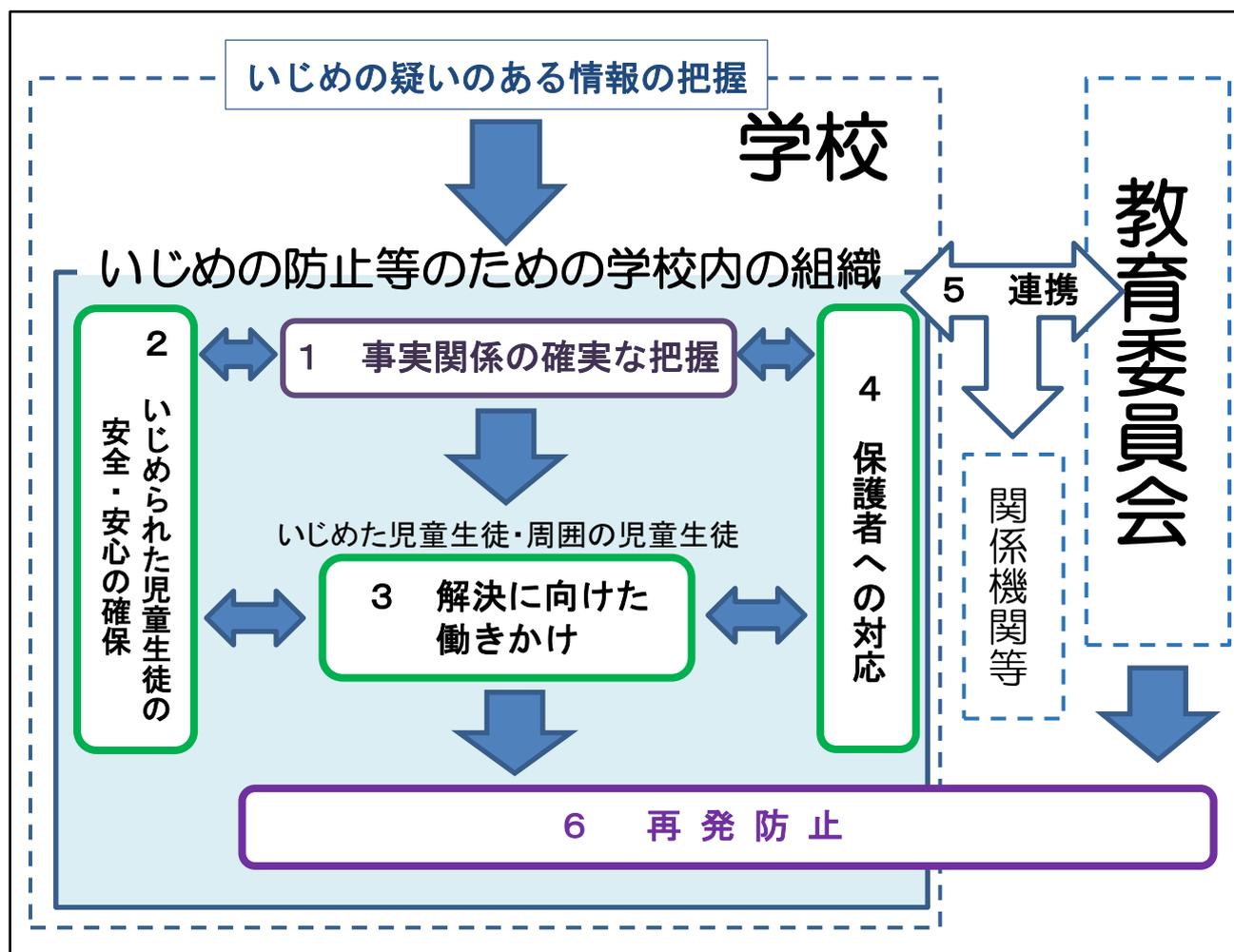
## 6 いじめへの対処

いじめを把握した場合には、速やかに組織的な対応を行い、いじめられた児童生徒の安全・安心を確保する。併せて、いじめた児童生徒に対しては、保護者の協力を得るとともに、必要に応じて、警察や法務局、児童相談所や医療機関などの関係機関と連携を図りながら、適切な指導を行う。

※ 市立学校におけるいじめへの対処の流れを第4章に、重大事態への対処を第5章に記載する。

## 第4章 市立学校におけるいじめへの対処の流れ

児童生徒のいじめの疑いのある情報を把握した場合は、担任など特定の教職員が一人で抱え込むことのないよう、第3章2で定める組織により次の1～6の対処を速やかに行う。



### 1 事実関係の確実な把握

- 聴き取りを行う教職員の役割を分担するなどし、事実と経過を把握する。
- 関係する全ての児童生徒に対して聴き取りを行う。
- 集約した情報は5W1Hを明確にした整理をし、関係する児童生徒に再確認をする。
- 他校の児童生徒との間のいじめの場合は、事実の確認や解決に向けた働きかけを、他校と連携して行う。
- 起きたいじめが犯罪行為として取り扱われる可能性がある場合は、速やかに警察に相談・通報を行い、連携して対応する。

### 2 いじめられた児童生徒の安全・安心を確保

- いじめられた児童生徒が心配していること、不安に思うことを共感的に聴き取り、スクールカウンセラー等と十分に相談しながら心のケアに努める。
- 見守りなどの確実な安全確保と教育相談の計画を立て、いじめられた児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう留意する。

### 3 いじめた児童生徒等への解決に向けた働きかけ

#### (1) いじめた児童生徒への指導・対応

- いじめたという事実にとどまらず、いじめた児童生徒の抱える問題などに目を向けた指導を行う。
- いじめを受けた児童生徒の苦しみを理解させるとともに、自分の行為の責任を自覚させる指導をする。
- いじめを受けた児童生徒に本心から謝罪できるようにすることで、人間関係の修復に努める。

#### (2) 周りの児童生徒への指導

- いじめられた児童生徒の心の苦しみを理解させる。
- はやし立てたり、見て見ぬ振りをしたりすることが、いじめを深刻化させることを改めて指導する。

### 4 保護者への対応

- いじめられた児童生徒の保護者には、いじめの情報を把握したその日のうちに直接会い、把握した事実関係を途中段階でも迅速に伝えるなど、速やかな対応を行う。
- いじめた児童生徒の保護者には、事実関係を正確に伝えるとともに、以後の対応を適切に行えるよう協力を求める。
- いじめの内容によっては緊急保護者会を開くなど、保護者全体への対応を行う。

### 5 教育委員会、関係機関及び学校以外の子どもが育ち学ぶ施設等との連携

- 児童生徒に係るいじめを把握した際、軽微なものを除き文書で速やかに教育委員会に報告する。
- いじめの対処方法の見通しが立たない場合や、長期化したいじめ等の場合には、対応について教育委員会と協議する。
- 犯罪行為及び深刻な人権侵害となる疑いのあるいじめや、学校外でのいじめなどについて、必要に応じて関係機関及び学校以外の子どもが育ち学ぶ施設等と連携して対処する。

### 6 再発防止

- 児童生徒のプライバシーに十分留意しながら、再発防止へのねらいを含めた学級指導、学年指導等を行う。
- いじめが解決したと思われた後も、児童生徒の様子を把握し、必要な対応を行う。また、再発防止に向けて関係する保護者と定期的に情報を交換する。
- 再び同様のいじめが発生しないように、認め合う人間関係を構築できるようにする。

## 第5章 重大事態への対処

市立学校において重大事態が発生した場合は、事実関係を明確にするための調査を行い、当該重大事態と同種の事態の発生を防止に努める。

### 1 重大事態とは

① 児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

具体的には次の様なケースなどが想定される。

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

② いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間」については、不登校の定義<sup>25</sup>を踏まえ年間30日を目安とする。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

### 2 重大事態発生時の対応

#### (1) 重大事態発生時の報告

市立学校から教育委員会に、教育委員会から市長に重大事態の発生を報告する。

#### (2) 調査主体の判断

- 教育委員会が、発生した重大事態の特性や経緯、いじめられた児童生徒または保護者の申立てなどを踏まえ、市立学校と教育委員会とのどちらが調査の主体になるかを判断する。

〈市立学校が調査の主体の場合〉

学校の調査組織に弁護士などの専門家を加えて実施。

〈教育委員会が調査主体の場合〉

「札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会<sup>26</sup>」で実施。

<sup>25</sup> 不登校の定義: 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における定義。何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの。

<sup>26</sup> 札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会: 市立学校の児童生徒がいじめにより重大事態があった場合に調査及審議し、いじめの防止対策を協議する教育委員会が設置する附属機関で、学識経験者、弁護士、医師、心理学の専門家等で構成する。

### (3) 調査の実施

#### ア 調査の目的

事実関係を可能な限り網羅的に明確にし、当該事態と同種の事態の発生の防止を図る。

※民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない。

#### ★明確にする事項の例

- ・いじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか。
- ・いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか。
- ・学校、教職員がどのように対応したか。

#### イ 調査の方法

いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合には、迅速に当該児童生徒の保護者と調査について協議し、保護者の要望・意見を十分に聴取した上で調査に着手する。

### (4) 調査結果の提供・報告

- 調査の進捗状況等及び調査結果は、教育委員会又は市立学校からいじめられた児童生徒及びその保護者に対して適時・適切な方法で情報を提供する。
- 教育委員会から調査結果を市長に報告する。また、いじめられた児童生徒又はその保護者から調査報告書に対する意見書が提出された場合には、調査結果に添えて市長に報告する。

### (5) 再調査の実施

- 調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処や同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、再調査を行う。
- 再調査は、附属機関「札幌市子ども・子育て会議<sup>27</sup>」において行う。

### (6) 再調査結果の提供・報告

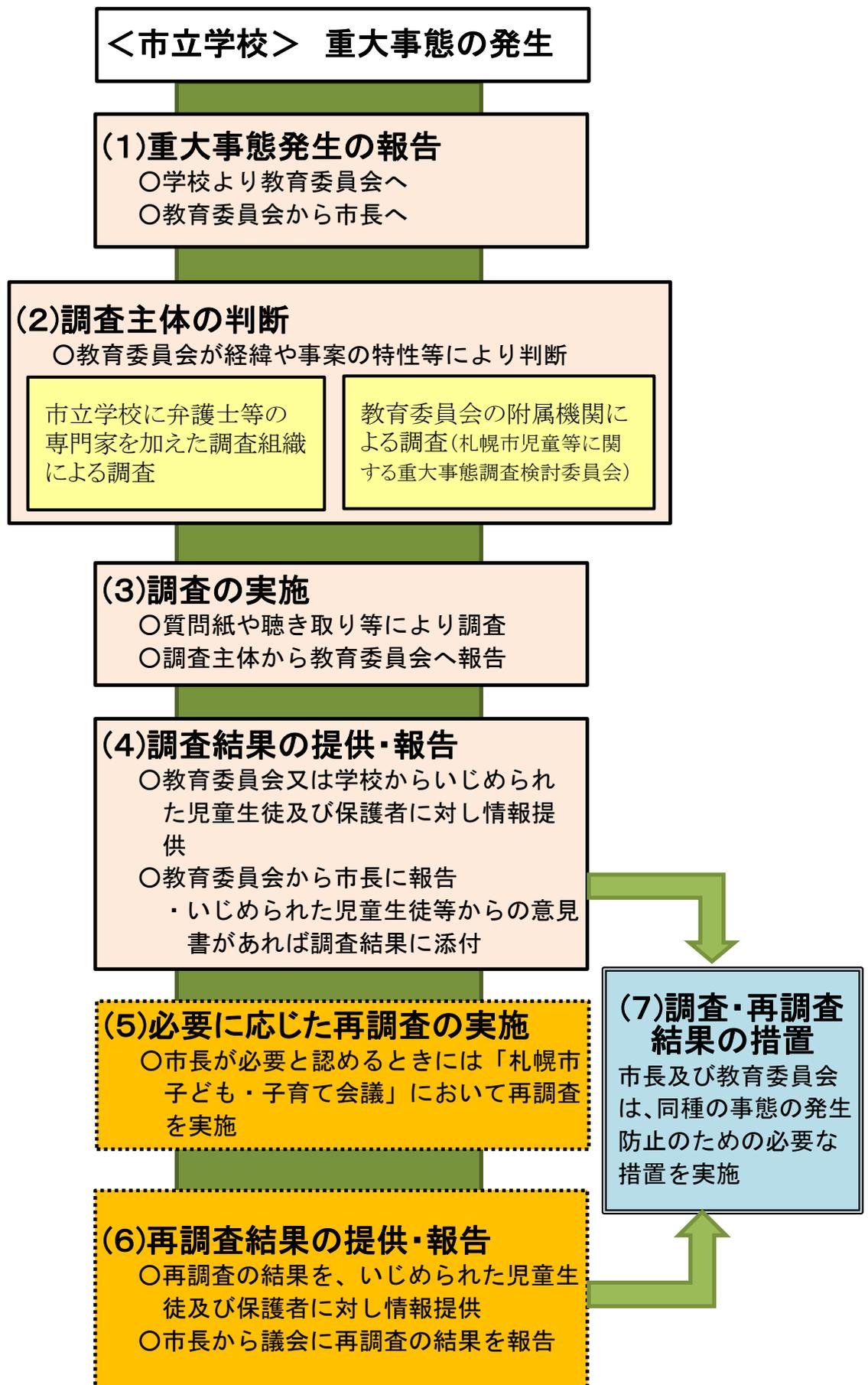
- 再調査の進捗状況等及び再調査結果は、いじめられた児童生徒及びその保護者に対して適時・適切な方法で情報を提供する。
- 市長は、再調査の結果を議会に報告する。

### (7) 調査結果・再調査結果の措置

- 市長及び教育委員会は調査の結果及び再調査の結果を踏まえ、それぞれの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

<sup>27</sup> 札幌市子ども・子育て会議：札幌市における子ども施策の推進に必要な事項等について協議をする市長が設置する附属機関で、教育学の有識者や弁護士等で構成する。

# いじめ防止対策推進法における重大事態発生後の対応フロー



## 参考資料

〇いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号 平成25年6月28日公布、同年9月28日施行）

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第10条）
- 第2章 いじめ防止基本方針等（第11条—第14条）
- 第3章 基本的施策（第15条—第21条）
- 第4章 いじめ防止等に関する措置（第22条—第27条）
- 第5章 重大事態への対処（第28条—第33条）
- 第6章 雑則（第34条・第35条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

##### （基本理念）

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等ための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(国の責務)

第5条 国は、第三条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第6条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第7条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のための必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責務を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講じるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前3項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(財政上の措置等)

第10条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第2章 いじめ防止基本方針等

(いじめ防止基本方針)

第11条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(地方いじめ防止基本方針)

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

（いじめ問題対策連絡協議会）

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

### 第3章 基本的施策

（学校におけるいじめの防止）

第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

（いじめの早期発見のための措置）

第16条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

（関係機関等との連携）

第17条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下

に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

第18条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第19条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第4条第1項に規定する発信者情報という。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

(いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等)

第20条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

#### 第4章 いじめの防止等に関する措置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第3項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(学校の設置者による措置)

第24条 学校の設置者は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(校長及び教員による懲戒)

第25条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第26条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第35条第1項(同法第49条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第27条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

## 第5章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

（国立大学に附属して設置される学校に係る対処）

第29条 国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第1項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第64条第1項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

（公立の学校に係る対処）

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 第2項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第2項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

（私立の学校に係る対処）

第31条 学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第6条に規定する権限の適切な行使その他必要な措置を講ずるものとする。

4 第2項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第32条 学校設置会社（構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第2項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第12条第1項の規定による認定を受けた地方公共団体の長（以下「認定地方公共団体の長」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第12条第10項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前2項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

5 第1項から前項までの規定は、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法第13条第2項に規定する学校設置非営利法人をいう。）が設置する学校について準用する。この場合において、第1項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第12条第1項」とあるのは「第13条第1項」と、第2項中「前項」とあるのは「第5項において準用する前項」と、第3項中「前項」とあるのは「第5項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第12条第10項」とあるのは「第13条第3項において準用する同法第12条第10項」と、前項中「前2項」とあるのは「次項において準用する前2項」と読み替えるものとする。

（文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助）

第33条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

## 第6章 雑則

（学校評価における留意事項）

第34条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

(高等専門学校における措置)

第35条 高等専門学校(学校教育法第1条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。)の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。

(検討)

第2条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められたときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方について検討を行うものとする。

#### いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議

政府及び関係者は、いじめ問題の克服の重要性に鑑み、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 いじめには多様な態様があることに鑑み、本法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めること。
- 二 教職員はいじめを受けた児童等を徹底して守り通す責務を有するものとして、いじめに係る研修の実施等により資質の向上を図ること。
- 三 本法に基づき設けられるいじめの防止等のための対策を担う附属機関その他の組織においては、適切にいじめの問題に対処する観点から、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めること。
- 四 いじめを受けた児童等の保護者に対する支援を行うに当たっては、必要に応じていじめ事案に関する適切な情報提供が行われるよう努めること。
- 五 重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童等やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応すること。
- 六 いじめ事案への適切な対応を図るため、教育委員会制度の課題について検討を行うこと。
- 七 教職員による体罰は、児童等の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであることに鑑み、体罰の禁止の徹底に向け、必要な対策を講ずること。

いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議

平成二十五年六月二十日

参議院文教科学委員会

政府及び関係者は、いじめ問題の克服の重要性に鑑み、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、いじめには多様な態様があることに鑑み、本法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めること。
- 二、いじめは学校種を問わず発生することから、専修学校など本法の対象とはならない学校種においても、それぞれの実情に応じて、いじめに対して適切な対策が講ぜられるよう努めること。
- 三、本法の運用に当たっては、いじめの被害者に寄り添った対策が講ぜられるよう留意するとともに、いじめ防止等について児童等の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意すること。
- 四、国がいじめ防止基本方針を策定するに当たっては、いじめ防止等の対策を実効的に行うようにするため、専門家等の意見を反映するよう留意するとともに、本法の施行状況について評価を行い、その結果及びいじめの情勢の推移等を踏まえ、適時適切の見直しその他必要な措置を講じること。
- 五、いじめの実態把握を行うに当たっては、必要に応じて質問票の使用や聴取り調査を行うこと等により、早期かつ効果的に発見できるよう留意すること。
- 六、本法に基づき設けられるいじめの防止等のための対策を担う附属機関その他の組織においては、適切にいじめの問題に対処する観点から、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めること。
- 七、いじめが起きた際の質問票を用いる等による調査の結果等について、いじめを受けた児童等の保護者と適切に共有されるよう、必要に応じて専門的な知識及び経験を有する者の意見を踏まえながら対応すること。
- 八、いじめには様々な要因があることに鑑み、第二十五条の運用に当たっては、懲戒を加える際にはこれまでどおり教育的配慮に十分に留意すること。

右決議する。

## 目次

### 前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 子どもの権利の普及（第4条—第6条）

第3章 子どもにとって大切な権利（第7条—第11条）

第4章 生活の場における権利の保障

第1節 家庭における権利の保障（第12条・第13条）

第2節 育ち学ぶ施設における権利の保障（第14条—第19条）

第3節 地域における権利の保障（第20条—第23条）

第4節 参加・意見表明の機会の保障（第24条—第27条）

第5節 子どものそれぞれの状況に応じた権利の保障（第28条）

第6節 子どもの育ちや成長にかかわる大人への支援（第29条—第31条）

第5章 子どもの権利の侵害からの救済（第32条—第44条）

第6章 施策の推進（第45条・第46条）

第7章 子どもの権利の保障の検証（第47条・第48条）

第8章 雑則（第49条）

### 附則

すべての子どもは、未来と世界へ羽ばたく可能性に満ちた、かけがえのない存在です。

日本には、平和な社会を築き、基本的人権を大切にす日本国憲法があります。さらに、日本は、世界の国々と、子どもの権利に関して条約を結び、誰もが生まれたときから権利の主体であり、あらゆる差別や不利益を受けることなく、自分らしく、豊かに成長・発達していくことを認め、これを大切にすることを約束しています。

子どもは、子どもが持つ権利を正しく学び、感じたこと、考えたことを自由に表明し、自分にかかわることに参加することができます。こうした経験を通して、自分が大切にされていることを実感し、自分と同じように、他の人も大切にしなければならないことを学びます。そして、お互いの権利を尊重し合うことを身につけ、規範意識をはぐくみます。

大人は、子ども自身の成長・発達する力を認めるとともに、言葉や表情、しぐさから、気持ちを十分に受け止め、子どもの最善の利益のために、子どもが直面することについて、ともに考え、支えていく責任があります。

子どもの権利を大切にすることは、子どもが自分の人生を自分で選び、自信と誇りを持って生きていくように励ますことです。それによって子どもは、自ら考え、責任を持って行動できる大人へと育っていきます。

子どもは、社会の一員として尊重され、大人とともに札幌のまちづくりを担っていきます。子どもが参加し、子どもの視点に立つてつくられたまちは、すべての人にとってやさしいまちとなります。

私たちは、こうした考えのもと、ここに、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの権利の保障を進めることを宣言し、この条例を制定します。

### 第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもが毎日を生き生きと過ごし、自分らしく伸び伸びと成長・発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利等について定めることにより、子どもの権利の保障を進めることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の者その他これと等しく権利を認めることが適当である者として規則で定める者をいいます。

2 この条例において「育ち学ぶ施設」とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に定める児童福祉施設、学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校、専修学校及び各種学校その他の施設のうち、子どもが育ち、学ぶことを目的として通学し、通所し、又は入所する施設をいいます。

3 この条例において「保護者」とは、親及び児童福祉法に定める里親その他の親に代わり子どもを養育する者をいいます。

(責務)

第3条 保護者、育ち学ぶ施設の設置者、管理者及び職員(以下「施設関係者」といいます。)、事業者、市民並びに市は、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 市は、市外においても子どもの権利が広く保障されるよう、他の公共団体等に対し協力を要請し、働きかけを行うものとします。

## 第2章 子どもの権利の普及

(広報及び普及)

第4条 市は、子どもの権利について、広報することなどにより、その普及に努めるものとします。

(子どもの権利の日)

第5条 市は、子どもの権利について、市民の関心を高めるため、さっぽろ子どもの権利の日(以下「権利の日」といいます。)を設けます。

2 権利の日は、11月20日とします。

3 市は、権利の日にふさわしい事業を行うものとします。

(学習等への支援)

第6条 市は、家庭、育ち学ぶ施設、地域等において、子どもが自分の権利と他人の権利を正しく学び、お互いの権利を尊重し合うことができるよう、必要な支援に努めるものとします。

2 市は、市民が子どもの権利について正しく学び、理解することができるよう、必要な支援に努めるものとします。

## 第3章 子どもにとって大切な権利

(子どもにとって大切な権利)

第7条 この章に定める権利は、子どもが成長・発達していくために、特に大切なものとして保障されなければなりません。

2 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重しなければなりません。

(安心して生きる権利)

第8条 子どもは、安心して生きることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

(1) 命が守られ、平和と安全のもとに暮らすこと。

(2) 愛情を持ってはぐくまれること。

(3) いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること。

(4) 障がい、民族、国籍、性別その他の子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不当な不利益を受けないこと。

(5) 自分を守るために必要な情報や知識を得ること。

(6) 気軽に相談し、適切な支援を受けること。

(自分らしく生きる権利)

第9条 子どもは、自分らしく生きることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

(1) かけがえのない自分を大切にすること。

(2) 個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。

(3) 自分が思ったこと、感じたことを自由に表現すること。

(4) プライバシーが守られること。

(豊かに育つ権利)

第10条 子どもは、様々な経験を通して豊かに育つことができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

(1) 学び、遊び、休息すること。

(2) 健康的な生活を送ること。

(3) 自分に関係することを、年齢や成長に応じて、適切な助言等の支援を受け、自分で決めること。

(4) 夢に向かってチャレンジし、失敗しても新たなチャレンジをすること。

(5) 様々な芸術、文化、スポーツに触れ親しむこと。

(6) 札幌の文化や雪国の暮らしを学び、自然と触れ合うこと。

(7) 地球環境の問題について学び、豊かな環境を保つために行動すること。

(参加する権利)

第11条 子どもは、自分にかかわることに参加することができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

(1) 家庭、育ち学ぶ施設、地域、行政等のあらゆる場で、自分の意見を表明すること。

(2) 表明した意見について、年齢や成長に応じてふさわしい配慮がなされること。

(3) 適切な情報提供等の支援を受けること。

(4) 仲間をつくり、集まること。

#### 第4章 生活の場における権利の保障

##### 第1節 家庭における権利の保障

(保護者の役割)

第12条 保護者は、子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任者であることを認識し、年齢や成長に応じて適切な指導、助言等の支援を行い、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 保護者は、子どもの言葉、表情、しぐさなどから思いを受け止め、これにこたえていくよう努めるものとします。

(虐待及び体罰の禁止等)

第13条 保護者は、養育する子どもに対して、虐待及び体罰を行ってはなりません。

2 市は、虐待を受けた子どもの迅速で適切な救済に努めなければなりません。

##### 第2節 育ち学ぶ施設における権利の保障

(施設関係者の役割)

第14条 施設関係者は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長・発達にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 施設関係者は、子どもの言葉、表情、しぐさなどから思いを受け止め、相談に応じ、対話などを行うよう努めるものとします。

(開かれた施設づくり)

第15条 育ち学ぶ施設の設置者及び管理者（以下「施設設置管理者」といいます。）は、子ども、保護者及び地域住民に、施設の運営等に関する情報を提供し、意見を聴き、協力を受けるなど、開かれた施設となるよう努めるものとします。

(いじめの防止)

第16条 施設関係者は、いじめの防止に努めなければなりません。

2 施設関係者は、子どもがいじめについて相談しやすいように工夫し、いじめが起きたときは、関係する子どもの最善の利益を考慮し、対応するよう努めなければなりません。

(虐待及び体罰の禁止等)

第17条 施設関係者は、子どもに対して虐待及び体罰を行ってはなりません。

2 施設関係者は、虐待及び体罰を受けた子どもの迅速で適切な救済に努めなければなりません。

(関係機関等との連携と研修)

第18条 施設設置管理者は、虐待、体罰及びいじめについての相談、救済、防止等のために、関係機関等との連携に努めるものとします。

2 施設設置管理者は、職員に対し、虐待、体罰及びいじめについての相談、救済、防止等に関する研修の機会を設けるよう努めるものとします。

(事情等を聴く機会の設定)

第19条 施設設置管理者は、子どもに対して不利益な処分等を行おうとするときは、あらかじめ、子ども本人から事情等を聴く機会を設けるよう努めるものとします。

### 第3節 地域における権利の保障

(地域における市民及び事業者の役割)

第20条 市民は、地域が子どもにとって多様な人間関係を通して豊かに育つために大切な場であることを認識し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 事業者は、雇用する子どもに対し、子どもの権利の保障に努めるとともに、適当な方法により、子どもの権利についての従業員の理解を深めるよう努めるものとします。

(地域における子どもの居場所)

第21条 市民及び市は、地域において、子どもが安心して自分らしく過ごすことができる居場所づくりに努めるものとします。

(地域における自然環境の保全)

第22条 市民及び市は、子どもが育つ環境として自然が大切であることを認識し、地域における自然環境の保全に努めるものとします。

(安全で安心な地域)

第23条 市民及び市は、地域において、子どもを見守り、子どもが安全に、安心して過ごすことができるよう努めるものとします。

2 市民及び市は、地域において、子どもが自分自身を守る力をつけることができるよう、必要な支援に努めるものとします。

#### 第4節 参加・意見表明の機会の保障

(子どもの参加等の促進)

第24条 市は、市政等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

2 施設設置管理者は、施設の行事、運営等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

3 市民は、地域の文化・スポーツ活動等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

(市の施設に関する子どもの意見)

第25条 市は、子どもが利用する市の施設の設置及び運営に関して、子どもの参加について配慮し、適切な方法で子どもの意見を聴くよう努めるものとします。

(審議会等への子どもの参加)

第26条 市は、子どもにかかわる事項を検討する審議会等に関して、子どもの参加について配慮するよう努めるものとします。

2 前項の審議会等は、適切な方法で子どもの意見を聴くよう努めるものとします。

(子どもの視点に立った情報発信等)

第27条 市民及び市は、子どもの参加の促進を図るため、子どもにかかわる施策、取組等について、子どもが理解を深め、自分の意見を形成することができるよう、子どもの視点に立った分かりやすい情報発信等に努めるものとします。

#### 第5節 子どものそれぞれの状況に応じた権利の保障

(お互いの違いを認め尊重する社会の形成)

第28条 市民は、子どもが、障がい、民族、国籍、性別その他の子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不当な不利益を受けないように、お互いの違いを認め尊重し合う社会の形成に努めなければなりません。

2 市は、前項の差別及び不当な不利益を生じさせない、又はなくすための取組を行うよう努めなければなりません。

3 市は、前項の取組を行う際には、次のことなどに配慮しなければなりません。

(1) 障がいのある子どもが、尊厳を持って生活し、社会に参加すること。

(2) 子どもが、アイヌ民族の生活、歴史、文化等を学ぶこと。

(3) 外国籍等の子どもが、必要に応じて日本語を学ぶとともに、自分の国、言語、文化等を学び、表現すること。

(4) 子どもが、性別による固定的な役割分担にとらわれないこと及び性的少数者について理解すること。

#### 第6節 子どもの育ちや成長にかかわる大人への支援

(保護者への支援)

第29条 市は、保護者が安心して子育てをすることができるよう、必要な支援に努めるものとします。

2 事業者は、従業員が安心して子育てをすることができるよう、配慮に努めるものとします。

(育ち学ぶ施設の職員への支援)

第30条 施設設置管理者は、職員が心に余裕を持って、子どもと十分にかかわることができるよう、必要な職場環境の整備に努めるものとします。

2 施設設置管理者は、職員に対し、子どもの権利についての理解を深めるための研修の機会を設けるよう努めるものとします。

(市民の地域での活動の支援)

第31条 市は、子どもの権利の保障に関する活動を行う市民と連携するとともに、市民の地域での活動を支援するよう努めるものとします。

#### 第5章 子どもの権利の侵害からの救済

(相談及び救済)

第32条 市は、次条第1項に定める救済委員によるもののほか、子どもの権利の侵害に関する相談又は救済について、関係機関等と相互に協力・連携を図るとともに、子ども及びその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めなければなりません。

(救済委員の設置及び職務)

第33条 市は、権利の侵害を受けた子どもに対して、迅速で適切な救済を図るために、札幌市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」といいます。）を置きます。

2 救済委員の職務は、次のとおりとします。

- (1) 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
- (2) 子どもの権利の侵害に関する救済の申立て又は自己の発意に基づき、調査、調整、勧告、是正要請等を行うこと。
- (3) 制度の改善を求めるための意見を表明すること。
- (4) 勧告、意見表明等の内容を公表すること。

(救済委員の責務等)

第34条 救済委員は、子どもの権利の擁護者として、公正かつ適正に職務を遂行するとともに、関係機関等と相互に協力・連携を図るものとします。

2 救済委員は、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはなりません。

3 救済委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

4 市の機関は、救済委員の職務の遂行に関し、その独立性を尊重するとともに、積極的な協力援助に努めるものとします。

5 市の機関以外のものは、救済委員の職務の遂行に協力するよう努めるものとします。

(救済委員の定数、任期等)

第35条 救済委員の定数は、2人とします。

2 救済委員のうち1人を代表救済委員とし、代表救済委員は、救済委員に関する庶務を処理するものとします。

3 救済委員は、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て委嘱します。

4 救済委員は、任期を3年とし、1期に限り再任されることができます。

5 市長は、救済委員が心身の故障のため職務を遂行することができないと認めるとき、又は職務上の義務違反その他救済委員たるにふさわしくない非行があると認めるときは、議会の同意を得て解嘱することができます。

6 救済委員は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員又は長その他市長が別に定める者と兼ねることができません。

(相談及び救済の申立て)

第36条 何人も、次に掲げる子どもの権利の侵害にかかわる事項について、救済委員に対し、相談及び救済の申立てを行うことができます。

(1) 市内に住所を有する子どもに係るもの

(2) 市内に通勤し、又は市内に存する育ち学ぶ施設に通学し、通所し、若しくは入所する子ども（前号に定める子どもを除きます。）に係るもの（相談又は救済の申立ての原因となった事実が市内で生じたものに限りません。）

2 救済の申立ては、書面又は口頭で行うことができます。

（調査及び調整）

第 37 条 救済委員は、救済の申立てにかかわる事実又は自己の発意に基づき取り上げた事案について、調査を行うものとします。

2 救済委員は、救済の申立てが、救済にかかわる子ども又はその保護者以外の者から行われた場合において調査を行うとき、又は自己の発意に基づき取り上げた事案について調査を行うときは、当該子ども又は保護者の同意を得なければなりません。ただし、当該子どもが置かれている状況を考慮し、救済委員が当該同意を得る必要がないと認めるときは、この限りではありません。

3 救済委員は、調査を開始した後においても、その必要がないと認めるときは、調査を中止し、又は打ち切ることができます。

4 救済委員は、調査のため必要があるときは、関係する市の機関に対し説明を求め、その保有する文書その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地に調査することができます。

5 救済委員は、調査のため必要があるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関以外のものに対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができます。

6 救済委員は、調査の結果、必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害の是正のための調整を行うことができます。

（調査の対象外）

第 38 条 救済委員は、特別の事情があると認めるときを除き、救済の申立てが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、調査を行わないものとします。

(1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事案又は判決、裁決等を求め現に係争中の事案に関するものであるとき。

(2) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関するものであるとき。

(3) 札幌市オンブズマンに苦情を申し立てた事案に関するものであるとき。

(4) 救済委員又は札幌市オンブズマンの行為に関するものであるとき。

(5) 救済の申立ての原因となった事実のあった日から 3 年を経過しているとき。

(6) 前条第 2 項の同意が得られないとき（同項ただし書に該当するときは除きます。）。

(7) 前各号のほか、調査することが明らかに適当ではないと認められるとき。

（勧告等の実施）

第 39 条 救済委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告することができます。

2 救済委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、制度の改善を求めるための意見を表明することができます。

3 第 1 項の規定による勧告又は前項の規定による意見表明を受けた市の機関は、これを尊重しなければなりません。

（是正等の要請）

第 40 条 救済委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、是正等の措置を講ずるよう要請することができます。

(報告及び公表)

第 41 条 救済委員は、第 39 条第 1 項の規定による勧告又は同条第 2 項の規定による意見表明をしたときは、当該市の機関に対し、その是正等又は改善の措置の状況について報告を求めるものとします。

2 前項の規定により報告を求められた市の機関は、当該報告を求められた日の翌日から起算して 60 日以内に、救済委員に対して、是正等又は改善の措置の状況について報告するものとします。

3 救済委員は、第 39 条第 1 項の規定による勧告若しくは同条第 2 項の規定による意見表明をしたとき、又は前項の規定による報告があったときは、その内容を公表することができます。

4 救済委員は、前項の規定による公表をするに当たっては、個人情報等の保護について十分な配慮をしなければなりません。

(活動状況の報告)

第 42 条 救済委員は、毎年、その活動状況について、市長及び議会に報告するとともに、これを公表するものとします。

(調査員及び相談員)

第 43 条 救済委員の職務の遂行を補佐するため、調査員及び相談員（以下「調査員等」といいます。）を置きます。

2 調査員等は、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱します。

3 第 34 条第 1 項から第 3 項まで及び第 35 条第 6 項の規定は、調査員等について準用します。

(規則への委任)

第 44 条 この章に定めるもののほか、救済委員の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定めます。

## 第 6 章 施策の推進

(施策の推進)

第 45 条 市は、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、子どもの権利に配慮した施策を進めるものとします。

(推進計画)

第 46 条 市は、前条の施策を進めるに当たっては、総合的な推進計画を定めるものとします。

2 市は、前項の推進計画を定めるに当たっては、市民及び次条に定める権利委員会の意見を聴くものとします。

## 第 7 章 子どもの権利の保障の検証

(権利委員会の設置等)

第 47 条 市は、子どもの権利に関する施策の充実を図るとともに、子どもの権利の保障の状況を検証するため、札幌市子どもの権利委員会（以下「権利委員会」といいます。）を置きます。

2 権利委員会は、前条第 1 項の推進計画について意見を述べるほか、市長その他の執行機関の諮問に応じ、又は必要があるときは自らの判断で、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について、調査し、審議します。

3 権利委員会は、15 人以内の委員で組織します。

4 委員は、人権、福祉、教育等の子どもにかかわる分野において学識経験のある者及び 15 歳以上の子どもを含む市民のうちから市長が委嘱します。

5 委員の任期は、2 年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

6 委員は、再任されることができます。

7 前各項に定めるもののほか、権利委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定めます。

(答申等及び市の措置)

第 48 条 権利委員会は、前条第 2 項の諮問を受けたとき、又は自らの判断で調査し、審議したときは、その結果を諮問した執行機関又は必要と認める執行機関に答申し、又は報告します。

2 権利委員会からの答申又は報告を受けた執行機関は、これを尊重し、必要な措置を講ずるものとします。

#### 第 8 章 雑則

(委任)

第 49 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。

**札幌市いじめの防止等のための基本的な方針**

平成 28 年(2016 年)6 月発行

札幌市教育委員会学校教育部児童生徒担当課

〒060-0002

札幌市中央区北 2 条西 2 丁目 STV 北 2 条ビル 3 階

電話 (011)211-3861 FAX (011) 211-3862

市政等資料番号

01-S02-16-1060